

入札説明書

この入札説明書は、岩手県が発注するタブレット端末（iPad）等賃貸借契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

タブレット端末（iPad）等賃貸借契約 59 台

（使用にあたり必要な付属品、ソフトウェア、データ通信サービス、運搬、搬入、調整、保守等一式を含む。）

(2) 調達件名の特質等

仕様書のとおり

(3) 賃貸借期間

令和 5 年 10 月 1 日から令和 9 年 9 月 30 日まで（48 か月）

(4) 納入場所

岩手県議会事務局（盛岡市内丸 10 番 1 号 議会棟 1 階）

(5) その他

この契約は地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契であり、契約期間の各年度における経費の予算の範囲においてその給付を受けるものであること。

2 入札、開札の日時及び場所

入札公告に示すとおり。

3 入札参加資格

入札公告に示すとおり。なお、入札公告の 3 (6) に示す入札参加資格については、岩手県警察本部（警察署）に照会する場合がある。

4 入札参加申請に関する事項

入札公告に示すとおり。

5 入札参加者に求められる事項

(1) 入札への参加を希望する者に求められる事項

入札参加者は、仕様審査に必要な書類として、次の書類（以下「仕様書等」という。）を令和 5 年 3 月 8 日（水）午後 5 時までに 16(4) の場所に各 1 部、提出しなければならない。

なお、仕様書等について疑義がある場合は、仕様書等の提出期限の日までの間に入札公告等に掲げる問合せ先に説明を求めることができる。

ア 仕様書

(ア) 当該調達に係る機器の仕様内容が網羅されていること。

(イ) 当該機器の製造業者及び規格等が明示されていること。

- (ウ) 当該機器のカタログ又は写真を添付すること。
- (エ) データ通信サービスの内容が明示されていること。
- (オ) ソフトウェア関係の内容が明示されていること。

イ 保守整備等体制調書

- (ア) 当該機器及び通信サービス等の保守整備が行える者が常駐している営業所等一覧（営業所等の名称、所在地、入札参加者との関係、連絡系統等、保守整備及び修理等の依頼を受けてから作業に着手するまでの所要日数又は時間が明示されていること。）
 - (イ) 代替品等供給体制（代替品供給の窓口、供給系統及び所要日数又は時間、納入後の代替品供給可能年数が明示されていること。）
- (2) (1)の書類の提出に当たっては、次の事項を記載した「送付書」を添えるものとする。

ア 提出年月日

イ 入札参加者の住所及び氏名、印（法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者の氏名及び印）、電話及びFAX番号、担当者名（問い合わせ先）

ウ 調達件名

エ 提出する書類の名称

- (3) 仕様書等を提出した者は、入札日の前日までの間において当該仕様書等に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (4) 仕様書等は、岩手県議会事務局議事調査課において審査するものとし、基本的仕様及び特質等を満たし、使用目的に耐え得ると認められた仕様書等を提出した者に限り入札に参加できるものとする。

なお、仕様書等の補足、補正等は認めるが、令和5年3月9日（木）午後5時までとする。また、審査結果は、令和5年3月13日（月）までにファクシミリにより通知する。

6 入札の方法等

- (1) 契約期間の総額で入札に付する。

なお、令和5・6・7・8・9年度それぞれの総額を記載するものとする。

さらに、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

- (2) 入札書は、7(1)の日時に7(2)の場所に持参すること。
- (3) 郵送、電報、電送その他の方法による入札は認めない。
- (4) 入札書の入札金額以外の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し入札参加者の印を押印しなければならない。

また、一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

- (5) 代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出の前に委任状を提出しなければならない。

7 入札、開札の日時及び場所

- (1) 日時
令和5年3月27日（月）午前11時
- (2) 場所
岩手県議会棟 1階 大会議室

8 入札保証金

免除

9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は、これを無効とする。

- (1) 競争入札の参加資格のない者が提出した入札書
- (2) 入札参加者に求められる事項を履行しなかった者が提出した入札書
- (3) 指定の日時までに指定の場所に到達しなかった入札書
- (4) 記名押印のない入札書
- (5) 入札金額を訂正した入札書
- (6) 誤字脱字等により必要事項が確認できない入札書
- (7) 入札件名の表示に重大な誤りがある入札書
- (8) 同一入札参加者又は代理人が二つ以上提出した入札書
- (9) 代理人が委任状を提出しないで提出した入札書
- (10) その他入札に関する条件に違反して提出した入札書

10 入札書に関する事項

入札書は、県で示す書式により次のことを表示すること。

- (1) 入札年月日
- (2) 入札参加者の住所、氏名及び印（法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者の氏名及び印）
- (3) 宛て名は、「岩手県知事 達増 拓也」とする。
- (4) 件名
- (5) 入札金額

11 落札者の決定方法

- (1) 本件調達に係る入札公告及び入札説明書で示した要件の全てを満たしている入札者であって、会計規則第100条（平成4年岩手県規則第21号）の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、立ち会っていない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。

12 開札に立ち会う者に関する事項

開札は、入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札参加者又はその代理人の立ち会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

13 再度入札に関する事項

初度の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行うものとする。

再度入札を行う場合の入札者は、当該入札を辞退する者を除き、最初の入札における入札者のみとする。

14 入札の辞退

入札書が指定の日時及び場所に提出されなかった場合は、当該入札参加者は辞退したものととして取扱うものとする。

15 契約に関する事項

(1) 契約保証金は、契約金額の100分の5以上の額とする。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。

ア 落札者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする履行保証契約を締結し、当該保険証券を提出したとき

イ 落札者が過去2年間の間に国又は地方公共団体と、種類及び規模が同程度以上の契約を履行しており、その契約書の写しを2件分以上提出したとき。

(2) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。

(3) 契約条項は、別添契約書案のとおりとする。

(4) 落札者の決定後、契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が入札公告又は入札説明書に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、契約を締結しない。

16 その他

(1) 入札手続の停止

令和5年度岩手県一般会計予算が議決されなかった場合等にあつては、本件入札手続について停止の措置を行うことがある。

(2) 翌年度以降の予算が減額又は削減された場合

翌年度以降の予算が減額又は削減された場合は、契約の変更又は解除をすることがある。

(3) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて入札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。

(4) 入札、契約及び仕様に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

岩手県議会事務局 議事調査課 議事管理担当

郵便番号 020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号

電話番号 019-629-6016